

# 労災保険の請求手続き

「労災保険の請求手続きを教えてください」。

このようなお問い合わせをいただくことがあります。

今回は、労災保険の請求の



に事故状況などを記入する必要があることから、労災保険に請求をする出来事がいつ、どこで、どのようなことを原因として起きたのかといった状況を把握してください。そして、その出来事が業務上災害を原因とするのか、それとも通勤途上で起きた災害なのか、また、治療を受けた医療機関などが労災指定医療機関か否かによって作成すべき請求書が違います。

## 【業務上災害の場合】

### ① 様式第5号

労災指定医療機関・指定薬局で療養を受けた場合は、その療養を受けた医療機関・薬局へ様式第5号を作成して提出をします。

### ② 様式第7号(1)

労災指定ではない医療機関で療養を受けた場合は、様式第7号(1)の該当欄に医療機関

中でも「療養(補償)等給付」について基本的な手続きをご説明します。

この「療養(補償)等給付」とは医療機関・薬局・柔道整復師等で療養を受けた時に生じた治療費、入院料などのことです。

まず、労災保険の各請求書

で療養の内訳・金額などの証明を受けた後、医療機関に支払いをされました領収書の原本を添えて、事業場を管轄する監督署へ様式第7号(1)を提出します。

### ③ 様式第7号(3)



請求書の右上の○の中に柔道の表示があります。接骨院などで柔道整復師から手当を受けた時に、この様式で請求をしてください。

この様式は、柔道整復師が労災の指定・指名を受けていても、いなくても同じ書類ですが、指定・指名を受けていなかった時は療養の内訳・金額

額などの証明を受けた後、領収書の原本を添えて、事業場を管轄する監督署へ様式第7号(3)を提出します。

労災指定・指名を受けている柔道整復師の場合は、請求書(裏面)の下方・委任状欄に記入をして、柔道整復師経由か、または、事業場を管轄する監督署に請求書を提出してください。

## 【通勤途上災害の場合】

### ④ 様式第16号の3

労災指定医療機関・指定薬局で療養を受けた場合は、その療養を受けた医療機関・薬局へ様式第16号の3を作成して提出をします。

### ⑤ 様式第16号の5(1)

労災指定ではない医療機関で療養を受けた場合は、様式第16号の5号(1)の該当欄に医療機関で療養の内訳・金額などの証明を受けた後、医療機関に支払った領収書の原本を添えて、事業場を管轄する監督署へ様式第16号の5(1)を提出します。

の表示があります。接骨院などで柔道整復師から手当を受けた時に、この様式で請求をしてください。

この様式は、柔道整復師が労災の指定・指名を受けていても、いなくても同じ書類ですが、指定・指名を受けていなかった時は療養の内訳・金額などの証明を受けた後、領収書の原本を添えて、事業場を管轄する監督署へ様式第16号の5(3)を提出します。

労災指定・指名を受けている柔道整復師の場合は、請求書(裏面)の下方・委任状欄に記入をして、柔道整復師経由か、または、事業場を管轄する監督署に請求書を提出してください。

※なお、各請求書には事業主の証明が必要です。また、請求書の具体的な記載例などは「労災保険 療養(補償)等給付の請求手続」(厚生労働省ホームページに掲載・監督署で配布)により確認が可能ですので、請求書の作成時にご確認ください。

### ⑥ 様式第16号の5(3)

イラスト・木村武司